

Info. 鬼の町まちづくりプロジェクト支援事業補助金制度

地域資源を活かした魅力あるまちづくりを目的とした、住民による自主的かつ公益的な事業に対し、鬼の町まちづくりプロジェクト支援事業補助金制度を創設しました。

— 補助金対象事業 —

補助の対象となる事業は、次のとおりです。

(1) 人材育成プロジェクト

- ア 豊かな人間形成を図るための研修事業
- イ 地域おこしを推進するための研修事業
- ウ 産業の開発・育成のための研修事業

(2) まちづくり推進プロジェクト

- ア 地域おこし組織の育成強化に関する事業
- イ 特産品の開発・地場産業の育成および販路拡大に関する事業
- ウ まちづくりのためのイベント開催事業
- エ 人口減少・定住対策に関する事業
- オ 国際交流および国内交流に関する事業

(3) 文化創造プロジェクト

- ア 文化向上のためのイベント開催事業

(4) その他町長が、独創的・個性的なもので、まちづくり推進上、特に必要と認めた事業

— 補助対象者 —

補助金の対象者・団体等は、次のいずれかに該当する必要があります。

(1) 鬼北町に住所を有する者

(2) 鬼北町内の事業所に勤務し、その代表者が推薦する者

(3) 主に町民5人以上で組織する団体。ただし、鬼北町補助金交付規則に定める団体育成補助金を受けている団体において、既に実施している事業については、対象としません。

— 補助率・補助限度額等 —

(1) 補助率は、補助対象事業費の80%以内とし、補助金額の1,000円未満の端数は切り捨てます。

(2) 補助対象事業は、原則として1団体等につき、各年度1事業とし、同一事業による補助期間は3年を限度とします。ただし、事業の申請は、年度ごとに行わなければなりません。

(3) 補助限度額は、1年度あたり30万円です。

(4) 補助対象事業費が10万円未満の事業等は、補助の対象としません。

(5) 国、地方公共団体等の他の補助金等を充当し、実施する事業は補助対象外です。

— 事業の申請等 —

事業を実施しようとする団体等は、鬼の町まちづくりプロジェクト支援事業申請書を提出し、鬼の町まちづくりプロジェクト支援委員会において、申請内容の説明(プレゼンテーション)をしていただきます。

問 役場 企画振興課 総合企画係 内線2212

© 竹谷隆之／鬼北町